

新潟市職員資格取得支援事業実施要綱を次のように定める。

新潟市職員の資格取得支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市職員研修規程（昭和36年訓令第12号）第12条に規定する自己開発のうち、資格取得支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、職員の職務に係る自己啓発意欲の高揚と専門的能力の向上を図ることにより、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していくことを目的とする。

（対象資格）

第2条 資格取得支援事業の対象とする資格及び試験（以下「対象資格」という。）は、次の各号に該当するものの中から、市長が別に定める。

- （1）専門能力の到達目標となる高度な資格であること
- （2）国が法令の規定に基づき実施する試験等により付与される資格又はこれに準じる資格であること
- （3）特定の所属の業務に結びついた資格及び法令上必置とされる資格でないこと
- （4）試験結果の合否が明らかに判定できるものであること

（支援措置の内容）

第3条 対象資格を取得するための試験等に合格した職員（当該資格の取得に関し一次、二次等の複数の試験への合格を要する場合は、その全てに合格した職員）に対し、奨励金を交付する。

2 前項の奨励金の額は、対象資格の取得に関し、対象職員が当該年度中に実際に負担した受験料を上限とし、予算の範囲内で職員研修所長が決定する。

（奨励金の申請手続）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、資格取得奨励金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に当該対象資格の試験に合格したことを証する書類を添付し、合格後速やかに所属長を通じ職員研修所長に提出しなければならない。

(支援対象者の決定)

第5条 職員研修所長は前条に規定する申請があった場合は、申請書の内容を審査した上で、支援の適否について決定し、所属長を通じて申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 職員研修所長は、毎年度、支援対象者ごとに奨励金の額を確定し、所属長を通じて当該申請者に通知するとともに、奨励金の交付手続を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資格取得支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(別記様式)

平成 年 月 日

職 員 研 修 所 長 様

所属

職名

氏名

印

資 格 取 得 奨 励 金 交 付 申 請 書

資格取得支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記により奨励金の交付を申請します。

記

1 資格・試験の名称

2 合 格 発 表 日 平成 年 月 日

3 申 請 額 円 ※受験料相当額

4 添 付 書 類

- (1) 当該資格試験等に合格したことを証する書面（合格通知書等）の写し
- (2) 受験料払込書（領収書等）の写し

※ 必ず、合格発表日の属する年度内に申請を行うこと

※ 予算の範囲内で交付されるため、申請額の満額が交付されるものではない点に注意すること